



(発行) いわき市 都市復興推進課

日ごろより、本市のまちづくりにつきまして、皆様のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。今後も皆様とともに薄磯地区のまちづくりを進めて参りますので、よろしくお願いたします。

さて、本市では事業の早期着工に向けて、「to U通信（第1号）」でもお知らせしたとおり「市が買い取る土地の考え方」に基づき、土地の売買契約を順次進めております。

今回の「to U通信（第2号）」では現在の状況や、今後の予定についてお知らせいたします。

事業計画(案)の縦覧が終了しました

平成24年11月30日から平成25年1月13日まで事業計画(案)の縦覧を行いました。今後は事業認可の手続きを進めます。



所有権以外の権利の申告について

土地区画整理事業では、従前（整理前）の土地の位置、地積等を基に換地（整理後の土地）を定めることとなります。

このため、登記簿に基づく所有権などの権利を調査することとなりますが、借地権や地役権などで、登記していない権利を有しておられる場合には、皆様から申告いただく必要があります。

この申告がない場合は、土地区画整理事業を進めるうえで権利がないものとして取り扱われます。

詳細につきましては、都市復興推進課までお問い合わせ下さい。

※土地区画整理事業を進めるうえでの権利とは

- ・権利に見合う換地が定められ、それについての意見を述べる権利。
- ・土地区画整理審議会委員の選挙権、被選挙権。 など

今後の予定について

- ・ 事業認可の手続きを行います。
- ・ 事業認可後は、道路・排水等の具体的な設計を行います。
- ・ 土地の売却を希望されている方との売買契約については、段階的に進めている状況です。まだ契約がお済みでない方には、準備が整い次第お知らせします。なお、買取る土地については「to U通信（第1号）」に記載してあるルールに則り契約事務を進めて参ります。



- ・ 皆様の土地に残る基礎等について、市が撤去することとなりますことから事前に皆様から同意していただく必要があります。つきましては、同意書を郵送させていただきますのでご理解の程宜しくお願いいたします。
- ・ 薄磯の今後のまちづくりを考えるために、薄磯復興協議委員会主催でワークショップが行われます。



都市復興推進課からのお願い

- ・ 事業に係るお問い合わせで来庁される場合は、お待たせしてしまうことがありますので、事前にご連絡の上お越し下さい。
- ・ 相続が終了した、抵当権を解除したなど登記内容に変更があった場合や連絡先などについて、変更があった場合は、ご連絡願います。

お問い合わせ先

いわき市 都市建設部都市復興推進課 市街地整備係
(市役所6階)

TEL 0246-22-1138

FAX 0246-22-7567